

# 目黒区議会議員・無所属 News Letter

http://sakamoto-fumiko.com/

2016年11月5日

第112号

080・3579・6932  
FAX: 3715-0414



## 首都圏の活断層は

目黒区は国土地理院の都市圏活断層図の「東京西南部」にはいる。

国土地理院では、都市圏活断層を主に空中写真判読によって存在を調査している。しかし規模の小さな活断層は明確な地表上の跡がない場合や、一方規模が大きくても痕跡がはっきりしない(2000年鳥取西部地震、2008年岩手・宮城内陸地震など)ものもある。

### 住宅半壊以下にも、30万円の支援金。

都道府県では初。30%以上の損壊家屋はこれまでも100万円以下の支援金が出されていたが、今回の鳥取地震では全壊半壊は少

なく、一部損壊が大部分を占めたため、県が協議の上決めた。

地震被害では一部損壊家屋での保障が少ないことが問題となっていた。これが前例となり東京都でも適用が行われることが望ましい。

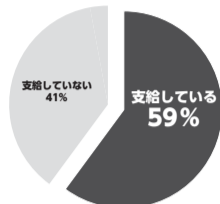


国土地理院ホームページより

## 地方議会は生き残れるのか?!

議会改革度調査2015 都道府県ランキング

政務活動費を支給している議会は59%



(目黒区議会=支給している)

「議会が住民に説明する場」を設けていますか?



(目黒区議会=設けていない)

1	町田市議会
2	東村山市議会
3	多摩市議会
4	立川市議会
5	小平市議会
6	調布市議会
7	国立市議会
8	三鷹市議会
9	千代田区議会
10	板橋区議会

東京都 23区順位表 議会改革度調査2015 区議会ランキング			
順位	議会名	順位	議会名
1	千代田区議会	7	港区議会
2	板橋区議会	8	世田谷区議会
3	豊島区議会	9	文京区議会
4	杉並区議会	10	荒川区議会
5	墨田区議会	11	葛飾区議会
6	品川区議会	12	新宿区議会
		13	江東区議会
		14	定立区議会
		15	台東区議会
		16	目黒区議会
		17	練馬区議会
		18	中野区議会
		19	北区議会
		20	江戸川区議会
		21	大田区議会
		22	中央区議会
		23	渋谷区議会

目黒区議会 23区議会改革度、前回の22位から16位上がったといってもねえ... 出典:早稲田大学マニフェスト研究所より

### 『政務活動費』という伏魔殿

都道府県だと、年額240万~720万の前払いである。兵庫、大阪、富山、山形など不正が発覚し、議員が続々辞職した。繰り返す不祥事が起こることを考えると、制度自体が

問題なのははっきりしている。

目黒区議会の場合しかし、政務費の廃止はいくら主張しても、今の自公の多数派の中では実現不可能。ならば次善の策として、用途をさらに厳しく限定し、金額も下げる。

## “なぜ呼ばれなかったよ” めぐる区の住民参加ってどうなってんの 一般区民はかやの外 行政主導のコミュニティ検討会

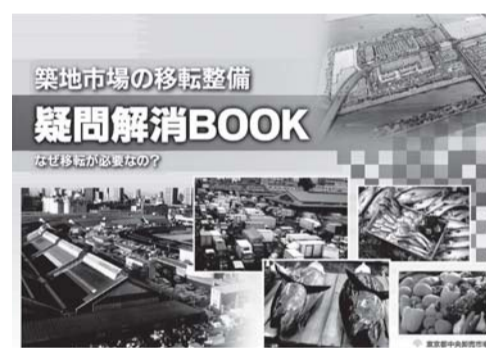
町会役員にも周知不徹底なまま、強引に進められようとしているのが、「目黒区のコミュニティ施策」。その「検討会」は20人で、町会・住区・PTA・商店街など団体推薦のみで、副区長など3名の区幹部職員が入るもの。公募区民もなし、地域活動団体の参加もなし。

コミュニティと住民参加・区民協働は切っても切り離せない。その検討会に広く区民意見を求めないなど考えられない! 批判的意見は受け付けないということか。11月から第一回検討会が開かれるが傍聴・監視が欠かせない。

豊洲開発のスーパーゼネコンの一つ鹿島の現在の専務執行役員、栗原俊記は入社してすぐの1968年に退職し、衆議院時代の約15年間石原の公設第一秘書だった。アキバ開発を落とした鹿島は浅からぬ因縁の中というわけだ。

い。第2回PT(豊洲市場問題プロジェクトチーム)は10月下旬開催の予定。地下空間は結果的に正しい選択などとまたごまかしがまかりとおってしまう。都民の強烈な監視が必要だ。

### むむ、『疑問解消BOOK』なるものが



東京都ホームページ

### 施設の床の耐荷重が不足している…?

2012年に東京都は森ビルに築地跡地23%の開発の検討委託を行っている。しかし東京都は調査委託した築地跡地処分の報告書を公表さえしていない。

先日、東京都は日建設計に調査を行ったが、到底都民が納得いく回答ではない。

そして、地下空間のすぐ下には汚染物質がたまっている。それをきれいにするにはできない。白紙撤回し築地で現地再整備しか

## アニマルウエルフェアと地域猫のこと

地域猫とは、「野良猫」の数を抑制し、猫に係る様々な問題に対応していく住民やボランティア等が共同管理する猫のこと。

不妊去勢手術費、一頭当たり雌12000円、雄6800円まで助成している。(申請は区のホームページから取り出せる) 2015年度は203頭(内、雌107頭、雄96頭)だった。こうした地域猫活動はボランティアの努力にゆだねられており、行政側の啓発が遅れているために、地域猫とそのボランティア活動に区民理解が進んでいない。

動管法はペット動物に係る人の責任を厳しく規定しているが、まだまだ不十分。ボランティアの善意だけに頼る「動物愛護行政」は限界であり、糞尿などの被害、庭などへの侵入といった苦情に適切に対応するためにも、区の本腰を入れた対策が必要だ。

毎日新聞デジタル:「売れ残った犬猫がたどる悲しい運命を知っていますか」 https://l.mainichi.jp/U0QxUq



10月号化粧品のための動物実験

## 鳥取度6弱はやつぱり予兆

今(10月26日)は鳥取の震度6弱(最大震度6.7)を観測した。これは、2011年3月11日の東日本大震災以来、鳥取県で観測された最大の地震である。鳥取県は、2011年3月11日の東日本大震災以来、鳥取県で観測された最大の地震である。鳥取県は、2011年3月11日の東日本大震災以来、鳥取県で観測された最大の地震である。

## 20年東京五輪直撃か M9 スーパー南海トラフ地震

新市場の総整備費はつもりにもってなんと6,254億円だ。着工前は公表額3,926億円だから、2,000億円増えた。坪単価は220万円と異常に高い。

巨額の整備費を誰が負担するのか。都は税金での穴埋めはないという。市場積立金など1,092億円、築地跡地の売却で3,500億円、企業債の発行、国交付金でまかなうという。企業債の発行利息は370億円にもものぼっている。さらなる汚染対策費、地下水管理システム、構造耐震補強などさらなる大きな費用負担が生じる。このままでは資金不足に陥る、返済資金不足を避けるためには市場入居者に負担転嫁となりきわめて異常だ。

一方当初東ガスは売りたくなかった。どれだけ汚染されていたか知っていたからだ。しかし結局合計178億円の経費で、本来売れないような土地を1,859億円で都に売り抜けた。当時は汚染対策法がなく、東京との環境確保条

例だけでやった。(土対法は2002年、2003年施行) 2001年の時買うことを覚書で、通常瑕疵担保責任が書かれているはずだが、それを書いた課長メモが公文書管理条例のない東京都では、見当たらない。

30年前は築地で改修の方針だった。しかし現地再整備だと、アスベストが凄いと、等々で断念……、2001年当時の石原都知事が強引に豊洲新市場に決めた。

高さ4.5mの巨大空間だが、10年前(2006年)にすでにゼネコン側に相談していたのでは、岡田至市場長(当時)とその時の担当部長が……であろうか。

知らない、覚えていない、……

『黒い都知事石原慎太郎』という本が出されたのが2011年1月。6年前に出された本だが、第2章が錬金術にまみれた築地市場移転計画の陰謀となっている。

「NPO法人市場を考える会の山崎治雄理事長は「銀座の隣に7万坪という土地はないからね。新日鐵会長の三村明夫さんが会長をしているJAPICがずっと動いてきた。JAPICには大手のほとんどのゼネコンや不動産会社が加盟している。築地を開発すれば鉄も動くしすべてのものが動く。石原都知事とその取り巻き連中が利権に走る。みんな利権の構造です。とにかく魚屋を築地から追い出してしまえ、豊洲に移転させよう」として東ガスと東京都が「密約」を結ぶまでは石原側近の浜元副知事が大活躍だ。

さらに前川てるお元知事本局長は2005年9月に執行役員として東京ガスに天下っていた

豊洲開発は第2のアネハ事件だ

豊洲開発は第2のアネハ事件だ

**東京都から区の仕事へ  
相談員の育成急げ**

区内の相談件数は 224  
一時保護は 6 件

2013 年度から「虐待」通報は倍増してきた。新規受理件数は若干減ったが高止まりだ。都内児童保護所・相談所は箇所都の管轄。23 区に移管されることになったが、人・金・ノウハウが伴わなければ何にもならない。家庭支援センターの対応では一杯一杯で、専門相談員の育成が急務だ。

音声案内平均 30 秒  
に児童相談所につながりやすく

電話相談、いち早く。

児童相談所（児相）に児童虐待の通報や相談ができる全国共通ダイヤル「189」の音声案内などが改善された。児相につながるまでの平均時間を従来の約 70 秒から約 30 秒へと約 60%短縮し、利用者がより使いやすいようにした。

改善では、約 30 秒あった冒頭の音声案内を約 5 秒に変更。携帯電話からかけた場合に必要となる地域選択の入力も、案内の工夫や操作の簡素化を行った。児相につながるまで通話料金は発生しない。

同ダイヤルは昨年 7 月、10 桁から 3 桁に短縮された結果、同 1～6 月に月平均 1739 件だった電話件数が、7～12 月には同 2 万 6070 件と約 15 倍に激増した。しかし、3 桁化後に児相までつながった電話は約 1 割。音声案内が長く、操作の手間もかかるため、多くが途中で切られていた。

**2015国勢調査の回収率は低調**

特に都市部では回収率は回を追うごとに低下し、目黒区は 7 割弱だ。そのうちインターネット回答は目黒区 27%（東京都 21%）、その後調査員による調査などで公表 100%に近づけていくわけだ。

国勢調査確定値と 10 月現在の住民登録の比較

	国勢調査確定値	住民基本台帳人口
目 黒 区	278,096 人《5 年前比 103.0%》	273,579 人 (10/1)
東 京 都	1351 万 4 千人《5 年前比 103.0%》全国人口の 10.6%	13,415,349 人 (1/1)
東 京 圏	3612 万（東京+神奈川+埼玉+千葉）《5 年前比 101%》	
全 国	1 億 2709 万人《5 年前比 96%》	1 億 2,693 万人 (10/20 人口推計)

日本の場合「住民登録」が緻密で各種統計調査をしているため、国勢調査の必要が極めて低い。住所地に住んでいない人もいるので、実施するなら人口調査にすればよい。そうすれば調査員の確保に悩むこともなくなる。

**辺野古判決は全自治体に仕掛けられた罠だ**

●「公有水面埋立法」は海域について知事の免許を規定。要は、海岸を埋め立てるときは、承認するもしないも自治体の権限だ。  
●国側には「なぜ辺野古でなくてはならないか」を「証明」する義務がある  
裁判所は、この行政処分の法的基準や事実関係を審理しなくてはならなかった。公有水面埋立法の制定は 1921 年に遡るが、73 年の大幅改正で、同法は環境保全の観点から必要性が明確でない埋立は認めない趣旨となっている。このため、申請者は「埋立の必要性」を説明することが求められている。

沖縄県の主張は以下の通り。「生物多様性おきなわ戦略」では、世界自然遺産への登録や外来種移入阻止を通じた希少種の保護など重点施策を掲げた。また埋立対象地域の一部を「海岸環境を積極的に保全する区域」に指定している海岸保全法に基づく「琉球諸島沿岸保全基本計画」などにより、埋立は法 4 条「埋立審査基準」3 号要件に違反すると結論した。また埋立の「利益」は普天間飛行場の危険性等の除去でありそれは大きい「不利益」は大浦湾全体の持つ自然環境的価値の喪失、騒音や低周波等による生活環境の悪化、沖縄県や名護市の地域計画等の阻害要因になること、沖縄県の過重な米軍基地負担の固定化など挙げている。これらを衡量した結果、埋立は不利益の方が大きく移設先が辺野古でなければならないこと合理的根拠が説明されていないから、「埋立の必要性」が認められなければ本来は直ちに不承認となる、としたのだ。国側の主張は以下の通り。（ところがこれらの県「計画」は、単に基本方針や理念を示すもので法的拘束力はないため埋立審査基準 3 号要件に該当しないという形式論に立っている。）この必要性の証明について沖縄防衛局が提出した「埋立必要理由書」は、（「埋立の動機並びに必要性」について）普天間飛行場の危険性除去と代替施設建設の必要性を前提とした上で、「国外・県外への移設」が適切でない理由は、「在沖海兵隊は抑止力の一部を構成する重要な要素」であり、「潜在的紛争地域に近い又は近すぎない位置が望ましい」、県外・国外移設は「機動性・即応性と特性・機能を損なう懸念がある」等と説明した。裁判所は、これまでの国の主張を追認し、県の訴えを退けた。県知事は大臣の指示に従えという裁判史上まれに見る地方自治蹂躪の判決を下したのだ。ことは沖縄県だけの問題ではなく、国一自治体対等平等の原則に反するものであり、辺野古判決の不当性は全国自治体の問題である。

**新たにB型肝炎ワクチンの定期接種も一年間に幼いからだに16回もの定期接種**

国立感染症研究所によると、1986 年から母子感染防止事業が実施され、それ以降生まれた子どもに新たなキャリア発生はほとんど無い。

WHO の 5 歳児 HBV キャリア率 2%以下の場合はその地域の B 型肝炎はコントロールされているとみなしているそうだが、日本は完全にそれ以下だ（0.04%といわれる）

5 年の間に 10 歳以下の年齢層で約 20 人、一年で 2 名の急性肝炎の報告があったという。（2010 年）毎年 100 万人の赤ちゃんが生まれてくる割合からすると、定期接種による危険性の方が明らかに利益を上回る。しかも抗体が獲得されない実例も多々ある。

確かに、子宮頸がんワクチンの時と同様、世界中で定期接種が行われている。

しかし同時に、死亡例や重篤な後遺症が報告されている。フランスは多発性硬化症が問題

となり中止した（現在は再開されている模様）。厚生省・医師会が WEB 上 Q&A で「保育園、小学校などの集団生活では感染しない」としており、集団感染はない。不幸にして B 型肝炎ウイルスが体に入っても軽い肝炎を起こして、完全治癒する場合がほとんどだ。

従って一律ワクチン接種は全く無用だ。水銀の添加剤、ゴムや酵母のアレルギーなども問題である。

定期接種だからといって強制することはできない。様々な事情で接種を見合わせる事ができる。

もし、『念のため』打っておこう、という時は、微熱でも発熱がある場合は見合わせるか、医師に十分相談してほしい。接種医はワクチンの専門家ではないから、自分の身は自分で守る覚悟で、「副反応」など事前のチェックは不可欠なのは言うまでもない。

国の部会での死亡事例一覧の一部

ワクチン (ロット)	年齢・性別・基礎疾患 (持病)	接種日・経過	報告医評価	調査の結果	死亡症例として報告を受けた日付調査会評価
アクトヒブ (L1506) プレベナー 13 (15B03A) テトラビック (4K13C)	5 ヶ月・男	平成 28 年 6 月 6 日接種 接種翌日、心肺停止状態となり、救急搬送された。搬送先にて、死亡確認。死亡時画像診断の結果、肺野に異常陰影が認められ、肺炎もしくは心肺蘇生術による変化が考えられた。明らかな死因は特定されなかった。	評価不能	死亡時画像診断の結果からは、死因は特定されなかった。ワクチン接種との因果関係は不明である。	平成 28 年 6 月 8 日 平成 28 年 9 月 26 日調査会
アクトヒブ プレベナー 13 ヘパタックス テトラビック ロタリックス	4 ヶ月・女	平成 28 年 7 月 4 日接種 接種 15 日後、呼吸が停止した状態で発見された。搬送先にて、死亡確認。剖検の結果、死亡原因は不詳とされた。	評価不能	調査中	平成 28 年 7 月 27 日 平成 28 年 9 月 26 日調査会 (報告)
アクトヒブ (L1615) プレベナー 13 (15F01A) ロタテック (L026062)	4 ヶ月・男	平成 28 年 7 月 25 日接種 接種 4 日後、心肺停止状態で発見された。同日、死亡確認。剖検の結果、異常は認められなかった。	評価不能	調査中	平成 28 年 8 月 22 日 平成 28 年 9 月 26 日調査会 (報告)

**所得税・住民税とマイナンバー**

**マイナンバー その 6**

Q : 会社が、年末調整のための扶養控除について、個人番号を提供しないと税控除を認めないといったら？  
A : 基本的に税控除に該当するか否かは会社が決められることではない。個人番号のあるなしと税控除の有無とは全く関係がない。個人番号がないために税控除を認めないとしたら所得税法違反。  
税扶養であれば、仮に会社の年末調整できなければ 2 月から始まる確定申告で申告することは問題なくできる。

求めるのは NG。  
源泉徴収のための来年 5 月からマイナンバー入り税額通知書が各事業所に目黒区から普通郵便で送られる。  
区民一人一人の番号が書留郵便で送られてきたのに、5 万事業所分大凡 10 万人分の個人番号付き住民税税額通知書を会社側に送るのは問題だ。法律で決まったわけではなくただの規則であり、少なくとも書留郵便で官から民に確実に渡る仕組みにすべきだ。

**観光協会が法人化**

めぐる観光まちづくり協会が従来の任意団体から、一般社団法人になった。これまでの区民のボランティアな活動中心のものから、元目黒区職員が事務局長になるなど、首をかしげる組織改正だ。観光資源が乏しい目黒区が無理やり法人組織を作ること自体無用だが、住宅まちづくりセンターの様な、人件費が 9 割の組織がまたできてしまうのではないか。  
目黒区は 2015 年 3 月改定の観光ビジョン

で協会を新組織に位置づけたから、区の丸抱え的な作りである。  
協会が観光資源といっている3つ、すなわち、大橋の天空公園は年間 7000 万円の維持経費を出さねばならず、春の目黒川の桜・花見は周辺住民には殺人的な迷惑イベントと化している。駒場の重文・前田家本邸だって、観光協会が管理するようなものではない。何一つリアルな事業ができないのでは先の見通しはくらしい。

**目黒区、国交省に住民説明の場を設けるよう文書で依頼**

**羽田空港増便問題**

国土交通省は「羽田空港の機能強化に関する情報提供の場」として、10 月 19 日 (水) 高輪区民センターで説明会を行った。情報提供の後およそ 1 時間に渡り、住民からは質問が相次ぎ会は紛糾した。  
都心上空、今日の東京の空の「静穏」が保たれているのは、様々な歴史的経緯がある。  
その一つは江戸川区で 1971 年、飛行差し止めの裁判を区長、区議会、住民が起こした

結果、運輸省が軽減対策を講じ、裁判は取り下げられた。  
その後、再び騒音問題を起こさないということで羽田空港は沖合移転し、今日まで 6000 フィート以下で内陸に航路をとらないルールが守られてきた。  
今回の羽田増便都心低空飛行計画は、過去のいきさつを無視し、法的に都心に航路をとることが禁止されていないとする無謀なものだ。（残念なこと国が騒音問題で約束したことが、正式な文書に残っていない）

ツイート & ブログも坂本史子でクリックを  
さかふみ Twitter 日々更新中  
■発行者：坂本史子 目黒区中央町 1-8-11・405

今後の予定

11月16日(木)	正午	陳情締切
11月17日(金)	6月	定例会始まり (初日 13:00 一般質問)
		↓
30日(木)		議会最終日

報酬および費用弁償等報告

10月分議員報酬		9月分費用弁償	
支給額	控除額	回数	金額
報酬	¥598,000	常任委員会	3 ¥6,000
所得税	¥46,600	議会運営委員会	4 ¥8,000
住民税	¥53,400	特別委員会	0 -
議員互助会費	¥2,000	本会議	4 ¥8,000
日中議連会費	¥300	予算・決算委員会	7 ¥14,000
国際議連会費	¥300	特別区内等	0 -
計	¥102,600	委員会出席重複分	-5 ¥-10,000
差引支給額	¥495,400	計	13 ¥26,000